

V. 調查票

V. 調査票

人権に関する県民意識調査

調査票

高知県



(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクターこころん

はじめに、調査票の整理のために必要ですので、調査票にお答えいただき、
あなたのことについてそれぞれあてはまるもの1つに○印をつけてください。

F 1 あなたの性別は [1つに○印]

1. 男性 2. 女性

F 2 あなたの年齢は [1つに○印]

1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代
4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

F 3 あなたの現在のお仕事は [1つに○印]

1. 農林漁業（自営業主および家族従業者）
2. 商工サービス業（自営業主および家族従業者）
3. 勤め（企業や団体に勤めている方（パート含む）で、次の4に該当しない方）
4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
5. 自由業、その他有職
6. 家事専業（主婦、主夫）
7. 生徒・学生
8. 無職（家事専業、生徒・学生以外の無職）

* 商工サービス業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。
* 自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。
* 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

F 4 あなたの居住地域（住んでいる地域）は [1つに○印]

1. 高知市
2. 安芸広域圏（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）
3. 南国・香美広域圏（南国市、香南市、香美市）
4. 嶺北広域圏（本山町、大豊町、土佐町、大川村）
5. 仁淀川広域圏（土佐市、いの町、日高村）
6. 高吾北広域圏（佐川町、越知町、仁淀川町）
7. 高幡広域圏（須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）
8. 幡多広域圏（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）



ここからは、様々な人権について、あなたのお考えをお聞かせください。
回答方法は、該当する番号(あなたの考えに合う番号)に○をつけてください。
○の数は、それぞれの質問文の最後に[] 書きで数を指定していますので、ご注意ください。

人権全般

問 1-1

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。
あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。【いずれかに○印を】
(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

1. 知っている

「1. 知っている」を
選んだ方は副問へ
お進みください

2. 知らない

「2. 知らない」を
選んだ方は問1-2へ
お進みください

【問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします。】

副問

あなたは、今の日本は、基本的人権が
尊重されている社会だと思いますか。
【○は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいいにはいけない
3. そう思わない
4. わからない

問 1-2

あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、
4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。【○は1つだけ】

1. そう思う
2. いちがいいにはいけない
3. そう思わない
4. わからない

問 1-3

日本の社会における人権にかかわる問題として、
あなたが関心のあるものはどれですか。

【〇はいくつでも】

1. 同和問題
2. 女 性
3. 子 ど も
4. 高 齢 者
5. 障 害 者
6. HIV感染者等 (※①)
(エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者が含まれます)
7. ハンセン病元患者等 (※②) (ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族が含まれます)
8. 外 国 人
9. 犯罪被害者等 (犯罪被害者及びその家族又は遺族が含まれます)
10. インターネットによる人権侵害
11. 地震など災害時の人権問題
12. アイヌの人々
13. 刑を終えて出所した人
14. 北朝鮮当局による拉致問題等 (拉致問題及び拉致問題以外の人権侵害問題が含まれます)
15. ホームレス
16. 性的指向 (※③)
17. 性同一性障害 (※④)
18. 人身取引 (※⑤)
19. その他の問題 (具体的に)
20. 特 に ない

※① HIV (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。
通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。
このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、
健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

※② ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。
らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療
薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な
治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

※③ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。
おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

※④ 性同一性障害

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的
な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

※⑤ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り
払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。
その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

問 1-4

あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

【いずれかに○印を】

1. ある

2. ない

↓
「1. ある」を選んだ方は
副問 1 と 2 へお進みください

「2. ない」を選んだ方は
P5 の問 2-1 へお進みください

【問 1-4 で「1. ある」と答えた方にお尋ねします。】

副問 1 それはどのようなことで人権が侵害されたと思われましたか。【○はいくつでも】

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
2. 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
3. 暴力、脅迫、強要
(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
5. 悪臭・騒音等の公害
6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた)
7. 地域社会でのいやがらせ
8. 公的機関による不当な取扱い
9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
10. プライバシーの侵害
11. セクシュアル・ハラスメント(※①)
12. パワー・ハラスメント(※①)
13. ドメスティック・バイオレンス(DV)(※②)
14. ストーカー行為
15. 家庭での不当な取扱い
16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
17. その他(具体的に)
18. なんとなくそう感じた
19. 答えたくない

※① ハラスメント(いやがらせ・いじめ)

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことです。

例：セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、パワー・ハラスメント(職場の権力(パワー)を利用したいやがらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産した方に対するいやがらせなどの言動や、解雇・減給といった不利益取扱い)などがあります。

※② ドメスティック・バイオレンス(DV: Domestic Violence)

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。また、若い世代を中心とした交際中の相手との間で起こる「デートDV」も問題となっています。

【問1-4で「1.ある」と答えた方にお尋ねします。】

副問2 その(侵害されたと思った)ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。 【〇はいくつでも】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 友人、職場の同僚・上司に相談した | 2. 家族、親せきに相談した |
| 3. 弁護士に相談した | 4. 警察に相談した |
| 5. 法務局や人権擁護委員に相談した | 6. 県や市町村役場に相談した |
| 7. 民間団体に相談した | 8. 相手に抗議した |
| 9. 何もしなかった | 10. その他 |
| 11. おぼえていない | (具体的に) |

同和問題

問2-1 あなたは、同和地区(※)や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。 【〇は1つだけ】

1. 同和地区や同和問題は知らない → 「1.知らない」を選んだ方は P7の問3-1へお進みください
2. 6歳未満 (小学校に入る前)
3. 6歳～12歳未満 (小学生のころ)
4. 12歳～15歳未満 (中学生のころ)
5. 15歳～18歳未満 (高校生のころ)
6. 18歳以降
7. おぼえていない

※ 同和地区
 同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

問2-2 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。 【〇は1つだけ】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 家族から聞いた | 2. 親せきの人から聞いた |
| 3. 近所の人から聞いた | 4. 職場の人から聞いた |
| 5. 学校の授業で教わった | 6. 学校で友達から聞いた |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った | 8. 講演会や研修会などで知った |
| 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った | 10. その他 |
| 11. おぼえていない | (具体的に) |

問 2-3

あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

【〇はいくつでも】

1. 気にしたり、意識したりすることはない (この項目を選ばれた方は、他の項目には〇印をつけないでください)
2. 結婚するとき
3. 人を雇うとき
4. 同じ職場で働くとき
5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
6. 隣近所で生活するとき
7. 同じ団体 (町内会、自治会、PTA、サークルなど) のメンバーとして活動するとき
8. 飲食したり、つきあったりするとき
9. 不動産 (家、土地など) を購入したり借りたりするとき
10. 店で買物をするとき
11. 仕事上でかかわりをもつとき
12. その他 (具体的に)

問 2-4

かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。

【〇は1つだけ】

1. 子どもの意志を尊重する
2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
4. 絶対に結婚を認めない
5. その他 (具体的に)
6. わからない

問 2-5

あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
5. えせ同和行為 (※) を排除する
6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
7. その他 (具体的に)
8. わからない

※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

女性

問 3-1

女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは
どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）を他の人に押しつける
2. 女性ということで意見や発言が無視される
3. 職場における差別待遇
4. マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産した方に対して行われるいやがらせ）
5. 女性が多い職業で非正規職員（パート等）が多い
6. ドメスティック・バイオレンス（DV）
7. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
8. 売春・買春（いわゆる「援助交際」を含む）
9. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
10. 女性の働く風俗営業
11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
12. その他（具体的に _____）
13. 特にない
14. わからない

問 3-2

あなたは、女性の人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
5. 男女平等に関する教育を充実する
6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す
7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
8. その他（具体的に _____）
9. 特にない
10. わからない

問 3-3

あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 男女の均等採用を促進する
2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
4. 重要な仕事を女性に任せる
5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
7. 女性の管理職登用を促進する
8. 女性に配慮した職場環境（男女別トイレ、男女別休養室等）の整備を行う
9. その他（具体的に _____)
10. 特にない
11. わからない

問 3-4

あなたは、仕事と家庭を両立するために
行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
2. 時間外勤務の短縮を促進する
3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
5. ファミリー・サポート・センター(※)の整備を促進する
6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
9. その他（具体的に _____)
10. 特にない
11. わからない

※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての援助を行いたい人（援助会員）」が会員となって、
地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

子ども

問 4-1

子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのは
どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
3. 保護者によるしつけるための体罰
4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
6. 教師による児童・生徒への体罰
7. 髪型や服装を定めた校則
8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
10. その他（具体的に _____)
11. 特にない
12. わからない

問 4-2

あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 体罰禁止を徹底させる
3. 校則や規則を緩やかなものにする
4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
7. 教師の人間性、資質を高める
8. 家庭内の人間関係を安定させる
9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
10. 子どもの個性を尊重する
11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
14. その他（具体的に _____)
15. 特にない
16. わからない

問 4-3

近所の子どもが虐待されていると知った場合（疑いをもった場合）
あなたはどのようにしますか。

【○は1つだけ】

1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
2. 児童相談所に通報する
3. 警察に通報する
4. 民生委員・児童委員に通報する
5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
6. 直接、その家族に確かめてみる
7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
9. 自分には関係がないので、特に何もしない
10. その他（具体的に _____）
11. わからない

高齢者

問 5-1

高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは
どのようなことですか。

【○はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化（※①）、ユニバーサルデザイン化（※②）が図られていない
3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
6. 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
8. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
12. その他（具体的に _____）
13. 特にない
14. わからない

※① **バリアフリー**

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

※② **ユニバーサルデザイン**

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことをいいます。

問 5-2

あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など
高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
4. 住居の確保や、就労環境を整備する
5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
6. 認知症高齢者対策を充実する
7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に _____)
10. 特にない
11. わからない

障 害 者

問 6-1

障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは
どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 就労の機会が少ない
5. じろじろ見られたり、避けられたりする
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
8. スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない
9. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
10. その他（具体的に)
11. 特にない
12. わからない

問 6-2

あなたは、障害者の人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など
障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
4. 就労の支援や働く場の確保を図る
5. 障害のある人とない人との交流を促進する
6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
7. ホームヘルプサービス（居宅介護）やデイサービス（生活介護）などの生活支援を推進する
8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
9. その他（具体的に)
10. 特にない
11. わからない

エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

問7-1

エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
7. マスコミによりプライバシーが侵害される
8. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問7-2

あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために
必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等でエイズに関する教育を充実する
3. エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
4. それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する
5. エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
6. その他(具体的に)
7. 特にない
8. わからない

問7-3

ハンセン病元患者等に関する事柄で、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. 医療機関で治療や入院を断られる
5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
7. 宿泊を拒否される
8. 怖い病気といった誤解がある
9. その他(具体的に)
10. 特にない
11. わからない

問7-4

あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
6. ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

外国人

問 8-1

日本に住む外国人に関する事柄で、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 差別的な言動をされる
2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
6. その他(具体的に)
7. 特にない
8. わからない

問 8-2

あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは
どのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
4. 外国人の就職の機会均等を確保する
5. 多言語による生活情報の提供を充実する
6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
7. その他(具体的に)
8. 特にない
9. わからない

犯罪被害者等

問 9-1

犯罪被害者等に関する事柄で、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
2. 治療費などで経済的負担がかかる
3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
5. 事件のことについて周囲に噂話をされる
6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる
11. その他 (具体的に)
12. 特にない
13. わからない

問 9-2

あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために
必要なことはどのようなことだと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する
2. 就職機会を確保する
3. 経済的な支援を行う
4. 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する
5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
6. 犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う
7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
8. 犯罪被害者等の人権相談や電話相談を充実する
9. その他 (具体的に)
10. 特にない
11. わからない

インターネットによる人権侵害

問10-1

インターネットによる人権侵害に関する事柄で、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
3. 差別を助長する表現を掲載する
4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
7. 知らない間に自分のことが掲載されていること
8. その他（具体的に）
9. 特にない
10. わからない

問10-2

あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには
どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. インターネット利用者やプロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、
個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
6. その他（具体的に）
7. 特にない
8. わからない

問11-1

地震など災害が起きた場合に、
人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

1. 避難生活でプライバシーが守られない
2. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる
3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
4. デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる
5. 要配慮者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等）に対して、十分な配慮が行き届かない
6. 支援や被災状況などの必要な支援や情報が行き届かない
7. 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない
8. その他（具体的に _____)
9. 特にない
10. わからない

※ 災害と人権

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活において多くの課題が生じました。例えば、様々な疾患の発生・悪化、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者に必要なケアや対応の不足、指定避難所以外の避難所や在宅の被災者に支援が行き渡らないなどといったものがあげられます。
また、原子力発電所の事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。突然起こる災害に対して、どういった人権問題が起き、どのような人権への配慮が必要になるのかを考え、日ごろから人と人とのつながりを意識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

問11-2

あなたは、地震など災害時において人権に配慮するためには、
どのようなことが必要だと思いますか。 【〇は3つまで】

1. 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
2. 通常時から自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう
3. 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ
4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする
5. 要配慮者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等）を、あらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく
6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
7. 避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする
8. その他（具体的に _____)
9. 特にない
10. わからない

人権啓発

問12-1

人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 講演会や研修会
2. 広報誌やパンフレット
3. テレビ・ラジオ
4. 映画・DVD
5. 新聞
6. 雑誌、週刊誌
7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
8. 掲示物（ポスターや電車バスの車内広告など）
9. じんけんフェスティバルなどのイベント
10. インターネットなど
11. その他（具体的に _____ ）
12. 特にない
13. わからない

人権教育

問12-2

あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
7. その他（具体的に _____ ）
8. 特にない
9. わからない

人権尊重の社会の実現

問12-3

あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う
3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する
4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
8. その他(具体的に)
9. 特にない
10. わからない

最後に、人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、何かございましたら、ご自由にお書きください。



調査は以上で終わりです。調査へご協力いただき誠にありがとうございました。お手数をかけますが、記入もれがないかももう一度ご確認のうえ、同封の封筒で9月1日(金)までにポストに投函してご返送ください(切手は不要です)。